

川西市立久代小学校PTA規約

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 川西市立久代小学校PTA（以下、本会）と称します。

(所 在)

第 2 条 本会の事務所を久代小学校内におきます。

(目 的)

第 3 条 本会は、次の事項を行うことを目的とします。

日本国憲法と教育基本法の本質にのっとり、平等の権利と義務を尊重し、民主教育の理解を深め、児童の健全なる育成に努めこれを推進します。

第2章 方 針

(方針と活動)

第 4 条 本会は、次の方針により活動します。

1. 児童の健全な発達を促すために学校と緊密に協調しますが、学校経営に関しては干渉しません。
2. 児童の教育と福祉のために活動する他の団体や機関と協力をしますが、支配は受けません。
3. 本会は、その目的を推進するために必要な意見を学校へ述べ参考資料を提供します。
4. 学習の場を広げ、会員意識の高揚に努め、研修活動を積極的に行います。
5. 本会は、営利を目的とする行為はしません。
6. 学校及び地域における教育環境の改善充実を図ります。
7. 特定の政党、宗教に片寄ることなく、また、いかなる営利企業も支持しません。

第3章 会 員

(会 員)

第 5 条 本会の会員となることのできる者は、次のとおりです。

1. 本校に在籍する児童の保護者。
2. 本校に在籍する教職員。

第4章 組 織

(基本組織)

第 6 条 本会は、学校の学級会及び校区の地区会（P T A分会）で組織します。

(学 級 会)

第 7 条 学級会は、本会の目的達成のため所属学級の会員で構成し、選挙により選出された学級委員を中心に学級内で必要な活動（学級P T A）を行います。

(地 区 会)

第 8 条 地区会は、本会の目的達成のため地区ごとの会員で構成し、地区の事情に合った運営と活動を行います。

(上 部 組 織)

第 9 条 本会は、川西市P T A連合会に加入します。

第5章 役 員

(役員、定員)

第 1 0 条 本会の運営のために次の役員をおきます。

但し、理事会の承認を得て、特別総務役員をおけるものとします。

- | | | |
|----------|----|-------------------------|
| 1. 会 長 | 1名 | 保護者の会員から |
| 2. 副 会 長 | 4名 | 保護者の会員から3名
教職員の中から1名 |
| 3. 書 記 | 4名 | 保護者の会員から3名
教職員の中から1名 |

(顧 問)

- 第 15 条 顧問は、会長が理事会に諮って委嘱することができます。
顧問は、会長の依頼に応じて本会の運営に助言と協力をすることができます。

第 6 章 機 関

(会 合)

- 第 16 条 本会は、次の機関を設けます。
1. 総会、
 2. 委員総会、
 3. 学級委員総会、
 4. 理事会、
 5. 総務会、
 6. 専門部会、
 7. 学年協議会、
 8. 地区協議会、
 9. 選挙管理委員会、
 10. 役員選考委員会、
 11. 規約管理委員会、
 12. 特別委員会

(総 会)

- 第 17 条 総会は、全会員によって構成し、本会の最高決議機関です。総会は定期総会と臨時総会に区分し、次のことを行います。
1. 定期総会は、年度初めに開催し、次のことを行います。
 - (1) 前年度の事業報告と決算報告の承認。
 - (2) 新年度の役員の承認。
 - (3) 新年度の活動方針と予算案の承認。
 - (4) 規約の改廃についての承認。
 2. 臨時総会は、本会の運営上重要な緊急事態が発生した場合に定期総会を待たずに開くことができます。
 - (1) 学級委員の過半数の要求があった場合。
 - (2) 全会員の三分の一以上の要求があった場合。
 - (3) 理事会が必要と認めた場合。
 3. 総会は、会長が理事会に諮って召集します。

(委 員 総 会)

- 第 18 条 委員総会は、総務、理事及び学級委員で構成し、総会に次ぐ決議機関であり、次の場合に会長が召集します。
1. 学級委員の過半数の要求があった場合。
 2. 理事会が必要と認めた場合。

(学級委員総会)

第 19 条 学級委員総会は、総務、会計監査、学級委員、地区長、地区より選出の愛護部長及び役員選考委員で構成し、年度初めに開催し、次のことを行います。

1. 総務及び監査の確認。
2. 学級長及び学年長の選出ならびに専門部の所属の決定。

(理 事 会)

第 20 条 理事会は、総務、学級長、専門部長、地区長、学校長及び教職員代表、理事会が認めた出席者で構成し、次のことを行います。

1. 理事会で決議する事項
 - (1) 総会に提出する議案。
 - (2) 予算の修正及び補正。
 - (3) 規約及び細則の改廃、疑義解釈。
 - (4) 専門部会より提出された事項。
 - (5) その他、本会の運営に必要な事項。
2. 理事会が運営遂行に当たる事項
 - (1) 総会の決議事項。

(総 務 会)

第 21 条 総務会は、総務及び学校長によって構成し、次のことを行います。

1. 会議に提出する議案及び資料の作成
2. 本会の通常運営に関する事項の処理。
3. 理事会の決議事項の処理。
4. その他、運営に関する緊急事項の処理。

(専 門 部 会)

第 22 条 専門部会には、次の部門を設け、学級委員もしくは地区委員がそれぞれ分担して構成し、正・副部長をおいて活動します。

1. 給食文化教養部 児童の給食と会員の教養、研修に関する事項。
2. 人権保健体育部 人権教育と、児童及び会員の保健体育に関する事項。
3. 厚生献血部 児童及び会員の厚生福祉と献血推進に関する事項。
4. 広 報 部 P T A 活動の伝達に関する事項。
5. 愛 護 部 児童の愛護、補導と研修に関する事項。

(学年協議会、地区協議会)

第 2 3 条 学年に共通な事項を協議するため、各学年に学級長による学年協議会を構成します。

地区に共通な事項を協議するため、地区長による地区協議会を構成します。

(選挙管理委員会)

第 2 4 条 選挙管理委員会は、学年長と地区長で構成し、次年度の役員等選出の管理を行います。

(役員選考委員会)

第 2 5 条 役員選考委員会は、総務、学年長及び地区長で構成し、次年度総務及び監査の適任者を選考し、次年度学級委員総会に推薦します。

(規約管理委員会)

第 2 6 条 規約管理委員会は、総務、学年長及び地区長で構成し、本会の規約及び細則の検討と、研究及び保全管理を行います。

(特別委員会)

第 2 7 条 特別委員会は、会長の諮問により必要とした場合、総務と若干名の理事及び会長が委嘱した者で構成し、本会の運営企画の原案を作成します。

(会議の成立と議決)

第 2 8 条 本会の会議の成立と議決は、次の条件が必要です。

1. 会議の成立は会議構成人員の過半数の出席とします。
但し、委任状は出席とします。
2. 議決の承認決定は、出席者の過半数の賛成とします。

第 7 章 会 計

(経 費)

第 2 9 条 本会の経費は、通常会費、寄付金及びその他の収入によってまかないます。

(会 費)

第 3 0 条 通常会費は、一児童を単位として、毎月一定額を定めた日に徴収します。

(会費の返済、減免)

第 3 1 条 前条に決められた会費の払い戻しは致しません。但し、保護家庭または特別の事情のある場合は、総務会で会費の減免を認めることができます。

(臨時会費、特別会計、創立記念事業基金)

- 第 3 2 条 1. 本会の運営上必要とする場合は、理事会の決議により臨時会費を集めることができます。
2. 同じく運営上必要とする場合は、特別会計を設置することができます。
3. 久代小学校創立記念事業の円滑推進のために、創立記念事業基金を設置することができます。

(方針外流用の禁止)

- 第 3 3 条 本会の経費は、本会の運営方針以外に使用したり、流用したりすることはできません。

(会計帳簿)

- 第 3 4 条 本会の会計には、金銭出納簿と予算費目収支簿を備え、常に収支の状況を保全することにします。但し、三年間は保管します。

(監査)

- 第 3 5 条 会計収支は、会計執行完了後、すみやかに会計監査を受けなければなりません。また、年度途中で会計状況の監査を受けることもあります。

(会計年度)

- 第 3 6 条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

第 8 章 補 則

(運営補則)

- 第 3 7 条 本会の運営上必要な細則は、この規約に反しない限り理事会で定めることができます。

付 則

1. この規約は、昭和50年 4月 1日に改正し実施します。
2. この規約は、昭和51年 5月16日に改正し実施します。
3. この規約は、昭和59年 3月 7日に改正し実施します。
4. この規約は、昭和61年 2月 4日に改正し実施します。
5. この規約は、昭和62年 5月16日に改正し実施します。
6. この規約は、平成 4年 3月16日に改正し実施します。
7. この規約は、平成 5年 5月16日に改正し実施します。
8. この規約は、平成 8年 4月 1日に改正し実施します。
9. この規約は、平成10年 4月 1日に改正し実施します。
10. この規約は、平成13年 5月19日に改正し実施します。
11. この規約は、平成23年 5月19日に改正し実施します。
12. この規約は、平成24年 5月16日に改正し実施します。